

平成17年度第2回定例会
町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成17年（2005年）5月13日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 富川快雄 |
| 委員 | 名取紀美江 |
| 委員 | 井関孝善 |
| 委員 | 岡田英子 |
| 教育長 | 山田雄三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|------------------|------|
| 学校教育部長 | 安藤源照 |
| 生涯学習部長（兼） | 五十嵐隆 |
| 大地沢青少年センター所長事務取扱 | |
| 学校教育部参事（兼） | 畑久男 |
| 教育総務課長 | |
| 教育総務課管理主幹 | 飯島博昭 |
| 施設課長 | 井上正一 |
| 施設課主幹 | 金子敬 |
| 施設課主幹 | 河原昭夫 |
| 学務課長 | 牧田惠次 |
| 指導課長 | 梅原哲 |
| 指導課教育センター担当課長 | 田原克人 |
| 指導主事 | 澤井陽介 |
| 社会教育課長 | 天野三男 |
| 社会教育課市民大学担当課長 | 砂田勉 |
| 社会教育課管理主幹 | 市川修 |
| 社会教育課主幹 | 田中久雄 |

スポーツ課長	荒木純生
図書館長	手嶋孝典
図書館副館長兼図書館副参事	守谷信二
博物館副館長	畠山豊
博物館主幹	松本司
公民館長	阿部君子
ひなた村所長	岡本春夫
国際版画美術館副館長	園部芳祐
国際版画美術館主幹	河野實
書記	砂川聡・堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第7号	町田市立中学校教科用図書調査協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同意
議案第8号	町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法について	同意
議案第9号	町田市人権教育推進委員会委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同意
議案第10号	町田市青少年委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同意
議案第11号	町田市文化財保護審議会委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同意
議案第12号	町田市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）について	原案可決
議案第13号	町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）に関し同意を求めることについて	同意
議案第14号	町田市体育施設条例の全部を改正する条例（案）について	原案可決
議案第15号	町田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）について	

		原 案 可 決
議案第16号	町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同 意
議案第17号	町田市自然休暇村条例の全部を改正する条例（案）について	原 案 可 決
議案第18号	町田市立学校温水プール使用規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
請願第5号	中学教科用図書採択に関する請願	不 採 択
請願第6号	2006年度から使用される中学校教科用図書の採択にあたって教職員の意見を尊重すること等を求める請願	不 採 択
請願第7号	中学校歴史教科書採択に関する請願	不 採 択
請願第8号	歴史教科書採択に関する請願	不 採 択
請願第9号	2006年度より使用される中学校教科用図書の採択に当たっては、教職員や市民が十分な検討の機会が得られるよう配慮することを求める請願	不 採 択

7、傍聴者数 28名（請願人5名を含む）

8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第2回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は岡田英子委員です。

日程の変更と取り扱いについてお諮りいたします。本日の議題、日程の変更ですが、日程第2の議案審議事項を日程第1に、日程第1の月間活動報告を日程第2に、報告事項を日程第3に差しかえて審議をしたいと思います。

そして、議案審議事項のうちの議案第7号につきましては、報告事項終了後、一たん休憩に入り、非公開で審議をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 では、その際には、関係者だけお残りいただきたいと思っております。

なお、本日、議案審議事項の中で請願が5本上程されておりますので、請願を先に審議し、その後、議案第8号から順次審議をしていきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いたいと思います。

それでは、日程第1、議案審議事項、本日は請願が5本出ておりますので、提出の順に審議をしてみたいと思います。

請願第5号 中学教科用図書採択に関する請願を審議いたします。

教育長から、願意の実現性、妥当性、その他についての説明をお願いします。

教育長 請願第5号 中学教科用図書採択に関する請願でございますが、請願項目につきましては、請願書にございますとおり、1点でございます。

願意の実現性、妥当性でございますが、本請願にございます「公正・慎重な採択」については、町田市教育委員会の姿勢と合致するものと思います。しかし、本請願では、採択に当たる判断基準について、「各学校の報告、保護者・市民の声を総合的に検討・協議し」としてありまして、教科用図書調査協議会や教科用図書調査研究委員会からの報告については明記をされておられません。この点については、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の内容と若干異なっていると言わざるを得ません。

また、本請願の要旨を見ますと、特定の教科書発行者への批判がその内容の中心となっているように思われます。

これらの点から、本請願を採択することは今年度の町田市教育委員会の教科書採択に対する誤解を生じたり、予断を与えたりすることになりかねないというふうに判断をいたします。

したがいまして、本請願は不採択にすべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 ここで書かれている「保護者・市民の声を総合的に検討・協議」ということに関しては当然させていただきたいと思うんですけれども、やはり教科書の採択に関しては、私たち教育委員はまだ教科書を読んでいないという白紙の状態です。まず目を通して、それから、今、教育長の方から説明がありましたような教科用図書調査協議会ですとか研究委員会からの報告ですとか、また、教科書閲覧で上がってきた市民の方の声とか、そうしたものをすべてを考慮に入れた上で協議検討していきたいと思っております。とても責任の重いものだなということを実感していますので、その白紙の状態、なるべく静かに検討に入りたいと思いますので、これを採択してしまうという

ことで何か、扶桑社に関しては既に新聞報道されているので、だから偏見を持つというようなことは、周りの方にそういう誤解を与えることはないのかもしれませんが、これを採択することで、若干こうした考えを教育委員会があらかじめ持っているというふう
に思われるのも不本意なところがありますので、やはり採択はできないかなと思います。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。本請願に対する教育長の説明は不採択でございます。不採択にご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第5号 中学教科用図書採択に関する請願は不採
択と決しました。

請願第6号を審議いたします。

請願第6号 2006年度から使用される中学校教科用図書の採択にあたって教職員の意見
を尊重すること等を求める請願を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございます。お諮りいたします。10分の範囲で請願者の
意見陳述を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を許可したいと思います。

休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

委員長 再開いたします。

請願者、ご苦労さまでございます。今申し上げたとおり、10分の範囲で意見陳述を許可
いたしますので、よろしく願いいたします。

渡辺請願人 おはようございます。東京都教職員組合町田支部の渡辺です。いつも
お世話になります。

すみません。請願の意見陳述を始める前に、おわびを一言。請願書の中で、富川先生と
山田先生の後に「様」を、慌ててすみません、抜けて申しわけありません。お許しのだ
さい。

それでは、2006年度から使用される中学校教科用図書の採択にあたって教職員の意見を

尊重すること等を求める請願の意見陳述をしたいと思います。

本年度は、中学校の教科書採択の年度です。教科書は子どもにとっても教師にとっても大切なものです。子どもたちは、教科書を中心に学びを広げます。教師は教科書を使って授業を展開します。教科書は教育の中心となる書物なんです。わかりやすく、事実を正しく客観的にとらえることができる教科書を、そして確かな学力が身につくよりよい教科書を子どもたちに渡さなければいけないと考えています。

4年前より、教科書制度が大きく変えられました。現場教職員の総意を聞き取る仕組みを変えて、教育委員の皆さんだけですべての教科書の教科書を決定することになりました。しかし、教科書を使って授業をするのは学校現場です。教師です。やはり日常使っているからこそ、こんな教科書が使いやすいとか、あるいはこんなふうに図がかかっているからわかりやすいとか、教材の組み立て方はこんな方がいいとか、史実に基づいた教科書とは、そうしたら、子どもがどういうふうに考えられるだろうかというふうなことが具体的にわかるのではないのでしょうか。

教員は、「児童・生徒の最も適した教材および方法を判断するためにとくに資格を与えられたものであるから、承認された計画の枠内で、かつ教育当局の援助を受けて、教材の選択および採用、教科書の選択ならびに教育方法の適用について、不可欠の役割を与えられるべきである」、これは1966年、ILOのユネスコ「教師の地位に関する勧告」にも述べられているとおりです。教科書採択に当たっては、子どもたちの学習の道筋やつまずきやすい内容や場面などを熟知している教育の専門家である教職員の意見が十分に尊重され、採択には、その意見が反映されなければならないと私たちは考えています。実際の現場の先生の意見を本当に生の声で教育委員の皆様にご覧いただきたいなとも思っています。ぜひ採択のときには、教職員の声を反映させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

また、2つ目の請願事項ですけれども、主権者である保護者や地域の方々の意見を聞くことも教科書採択に当たっては大切なことだと思います。子どもたちが成長していくためには、食べ物や睡眠が必要であると同じように、人間として成長するために、その教育も必要です。教育は子どもたちが主人公であり、子どもたち1人1人が尊重されて、ひとしく保障されているのが教育基本法です。そして、憲法でも定めているように、保護者、地域の人々、それから教職員は子どもたちがきちんと教育を受けることができるようにしていかなければいけません。教科書採択に当たっても、その責任は重大です。保護者や地域

の方々が教科書をやはり直接見て意見を述べること、教育委員会はそれらの意見を真摯に受けとめることが重要だと考えています。そのためには、やはり展示場の開設条件を整えることが大切だと思います。保護者や地域の方々が展示場に足を運び、教科書を直接手にとって十分検討できるように、新しい教科書の展示期間をできるだけ長く、1カ月ぐらいとっていただきたいなとも思っています。

それから、開催場所ですけれども、4月の定例教育委員会で、ことは2カ所にするというふうに聞いていますけれども、やはり町田の近辺ですよね。忠生地区とか相原地区などの方々からも、そこでも近くで見られるといいというようなことは保護者の方からも聞こえています。ぜひご検討いただきたいなと思います。

そして、保護者や地域の方の中には、お勤めの関係で、平日ではなかなか無理だと。ぜひ見たいのにという方もたくさんいらっしゃると思います。ぜひ土曜日、日曜日の開催も積極的に進めてくださるようお願いしたいと思います。

最後に、採択を決定する教育委員会の日を公開してくださいという請願ですけれども、4月の定例教育委員会において、これまでどおり公開するというふうにお話ししていたので、ぜひよろしく願いいたします。そして、審議の中ではどんな資料を使って検討したか、それから教科書決定の際に使われた市民の意見などの資料も公開して下さるよう、よろしく願いします。

以上で意見陳述を終わります。

委員長 休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

委員長 再開いたします。

請願第6号に対する願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いします。

教育長 請願第6号 2006年度から使用される中学校教科用図書の採択にあたって教職員の意見を尊重すること等を求める請願についてでございますが、請願の要旨は、請願書にございますように、3点でございます。

願意の実現性、妥当性でございますが、教育委員会の考え方を順次申し上げます。

まず1点目ですが、中学校教科用図書の採択に当たっては、町田市立小・中学校教科用

図書採択要綱にのっとり、採択に必要な事項の協議を町田市立中学校教科用図書調査協議会に依頼をします。調査協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者、市民の意見を総合的に検討協議し、教育委員会に報告をいたします。したがって、教職員の意見は調査協議会の検討協議内容として反映をされていくというふうに思います。

次に2点目ですが、教科書展示会については、採択候補の教科用図書について市民に周知し、市民から意見をいただく大切な場であるというふうに考えております。展示会場については、昨年度は教育センター1カ所でしたが、今年度の中学校教科用図書の採択においては、教育センターとここ 森野分庁舎の2カ所にふやして実施する予定です。

また、より一層多くの市民の声を聞くことができるよう、休日の開催やインターネットでの周知などを含めて開催方法を検討してまいります。

3点目、採択を決定する教育委員会につきましては、意見陳述でもございましたが、毎回公開をしておりますし、今年度も公開をいたします。

本請願ですが、本請願は、教科書展示や教育委員会の公開など本市教育委員会の考えと合致する内容もございます。ただ、請願理由における採択手続に関する内容において、調査協議会や調査研究委員会に関する記述がなく、教職員の意見の反映のみが強調されているというふうに考えます。この辺につきましては、本市の教科用図書採択要綱の考え方と若干異なる部分があるかと思えます。

したがって、本請願を採択することは町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり行われる本市の教科書採択に誤解を生じることが懸念をされますので、不採択にすべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたらどうぞ。

岡田委員 質問なんですけれども、教科書というのは、余り長い期間ではないようなんですけれども、学校に回覧のような形で回っているんですけれども、保護者に限っては、そのときに学校で教科書を閲覧していただくというようなことが実施可能なのでしょうか。もしそれであれば、武蔵岡ですとか、そうした遠いところの方も割合に、保護者に限ってしまいますけれども、見るができるかなと思います。それが1点目の質問。

2つ目なんですけれども、ご意見を寄せていただくに関しては、例えば町田市のホームページのようなところに意見を寄せていただくということで、実際に教科書展示場まで足

を運ばなくても市民の方の声がこちらに届くような形は、ことしは急でとれないんでしょうか。その辺の実現性もちょっとお伺いしたいんです。

指導課長 ことしは、中学校にそれぞれ8日教科用図書を置くということになってございます。その間、管理職がよいということであれば、学校内の決まった場所で保護者の方にごらんいただくことも可能であるというふうに考えております。

岡田委員 あとはホームページの方のご意見を……。

委員長 意見等をホームページ上で寄せられるかどうかということですね。

指導主事 現在の規定ですと、保護者、市民の意見については、展示会場で氏名、住所を明記した意見用紙に記載されたものに限るという規定で進めておりますので、現在のところ、ホームページ上に書き込まれるものとか、あるいははがきで寄せられるものとか、そういったものについて、すべて意見として取り上げるということで規定はされてございません。

委員長 それは規定されているわけですね。

指導主事 はい。

委員長 各中学校には1校当たり8日ずつ教科書の回覧をしていくということですね。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

請願第6号に対する教育長の説明は不採択でございます。

請願第6号 2006年度から使用される中学校教科用図書の採択にあたって教職員の意見を尊重すること等を求める請願についてを不採択することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第6号は不採択に決しました。

請願第7号 中学校歴史教科書採択に関する請願を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲で意見陳述を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願者の意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

委員長 再開いたします。

ご苦労さまでございます。10分間の範囲で意見陳述をお願いいたします。

光原請願人 光原と申します。本年度は中学校の教科書の採択年でございますので、特に歴史教科書の採択につきまして請願をいたしたいと存じます。

書き物でおおむね書いてございますので、ごらんいただきたいと存じますけれども、若干お時間をいただきましたので補足をさせていただきます。

まず第1点でございますけれども、この採択に当たりましては、子どもや孫の幸せを切に願っている町田市民の父兄の気持ちを酌んでいただいて、父兄にかわって採択をしている立場である教育委員会に対しましては、ぜひ最適の選択をお願いしたいということでございます。採択の仕組みは、私の理解するところでは、まず文科省の検定に合格した教科書を選択対象としておるということでございます。したがって、一応検定に合格することによって、学習指導要領に沿って作成されたということが文科省によって認められているというものでございます。

しかし、この検定に合格するという事は、一定の基準に達している。例えば合格点が70点ならば、一応70点以上であるということをお認めということでございますので、一応最低基準ということになるかと思えます。その中からいろんな教科書は複数でございますので、80点のものもあれば90点もある。これは評価基準によっていろいろ評価は違いますけれども、その中で各地区委員会で最適なものを選ばれるというのが現行の仕組みかと存じます。

そこで、採択要領というのを各地区委員会で決定しておられますけれども、本年度も、後ほどその審議があるというふうに先ほど聞きました。この中に選定基準がございますけれども、この選定基準によって、各教育委員会はその最適の教科書を選ぶ基準を示すということになるわけでございます。

ところが、前回の採択の際の選定基準を拝見したり、それからいろいろお話を伺ったりしておりますと、今回の案の段階を先ほどちらっと見たんですけれども、この内容につきましては、目標、内容を踏まえているか、前回こういう表現になってございました。目標、内容というのが何かということは、ちょっと市民にはわからないんですけれども、確

認させてもらいましたところ、これは学習指導要領の目標と内容である、こういうことでございました。

そうしますと、先ほど申し上げましたように、目標、内容に沿っているというのは、これはもう既に検定済みでございますので、当然それに沿っているということになっているわけでございますので、そこから先、教育委員会として、内容についてですけれども、どういう基準で最適なものを選ぶのか、そこが全く我々には理解できません。私どもの大事な子どもや孫を預けるわけでございますので、市民から見て、やはりどういう基準で選ばれたということがわかるように、ぜひ基準をしていただきたいというふうをお願いしたいと思うわけでございます。

ちょっと時間があれですけれども、では、文科省の検定自体に問題がないかという、これは大変問題があるというふうに考えております。大きく分けて2点ございまして、1つは、近隣諸国条項というものが昭和57年、宮澤官房長官談話に基づきまして検定の中に入りました。そのことによって、教科書の内容が我々から見ると大変ゆがめられてきているというふうに見ております。

なぜかといいますと、簡単に申し上げますと、近隣諸国条項というのは、近隣諸国というのは中国と韓国のことを言っておりますけれども、この検定基準の中では、近現代の歴史的事象の扱いについては、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮をされること、こういう内容でございます。この条文によって、中国、韓国からいろんな圧力がかって、この条項があるために、検定自体がそういうゆがめられた見方 中国、韓国との関係でございますけれども が検定で排除できないような仕組みになっている、これは大変ゆがしい事態だというふうに考えてございます。検定に仮に合格しても、そういう事情もあるということを一つご考慮いただきたいと。

2つ目は、歴史観の問題というものがございます。歴史教科書というのは歴史でございますけれども、歴史観のない歴史というのはございません。これは自然科学ではございませんので、歴史的な事実なり評価というのは客観的に決まるものではないわけでございます。したがって、残念ながら、過去の60年間、歴史教科書の内容を、私は専門ではございませんけれども、専門家の分析を見ましたところ、歴史学会というのは社会主義者によって支配されてきたという実態がございまして、どうしてもイデオロギーに基づく史観といえますか、階級闘争史観といえますか、そういうものに基づく記述が非常に大多数の教科書でなされていると。

この史観のもとでは、簡単に言いますと、権力は悪だ、民衆は善だ、こういう単純なテーゼのもとに、政府に抵抗する者を賞賛する、政府の施策をすべて民衆抑圧の視点から描いている、こういうことがございまして、日本国の独立した安全を確保するために、明治以来、我が国は大変努力をしてきた、そういうことがこの教科書からは見えない。そのために、ひたすら子どもに政治権力に対する反感を養成するという結果を招いております。これは、子どもの健全な国家意識の形成を大変阻害しております。

さらにまた、あわせて神話というものを排除してございますが、神話というのは事実ではないということなのかもしれませんが、これは大変重要な文化遺産でございますし、古代における日本人の世界観なり、文化観なり、そういう精神史というものは、この神話を見なければわからないと。大変重要なことが省かれておるといふ、そのために、日本の国家の成り立ちということをも日本人はきちんと理解できない。そういうことを通じて、また、日本人としての誇りとか勇気とかというものを持つわけでありまして、そういうゆがめられた形があるということもひとつご留意していただきたいと思っております。

最後に、歴史には常に光と影がございます。しかし、これは学術論争の場でございませんで、子どもたちにどういう教育上の配慮から歴史を扱うかということをご認識いただいて、できるだけ子どもに自信と誇りを与えるためには、歴史の光の部分をお教えするという観点から選定していただきたいと思っております。

特定のイデオロギーを押しつけるようなことは、子どもの自由で健全な判断力の形成を阻害しますので、ぜひ偏ったイデオロギーの押しつけというのがあるような教科書は排除してもらいたいというふうに考えてございます。

2点目は、ちょっと時間がもう大分参りました。これは1と若干重複いたしますけれども、歴史教科書は、構成・分量、表記・表現なども考慮されておりますけれども、これは副次的なもので、あくまでも重要なのは教科書の内容でございますので、選定要領、選定基準には、歴史記述に関する当委員会の具体的な方針が町田市民に明確にできるように改めていただきたいということでございます。これは先ほど申し上げた点と重複します。

理由としては、先ほどの選定基準が抽象的だということと、もし選定基準を具体的に明らかにしなければ、これは合法的であればいいということであれば、教育長がお1人おれば済むわけでありまして、委員会というものは要らないということになりますので。

あと、前回の学習指導要領の改訂の際に、「わが国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」という改正点が入りました。これについて、教育委員会では議論さ

れたことがないというふうに伺っております。これは大変遺憾なことであります。新しく入ってきたということは、新たに検討を要する事項であります。これは重要な改正でございますので、ご考慮いただきたい。

あと、学校調査票の問題も書いてございますが、時間がございませんので省略をいたします。

公正な審議をよろしく願いいたします。

委員長 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

委員長 再開いたします。

請願第7号 中学校歴史教科書採択に関する請願に対する願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いします。

教育長 請願第7号は、中学校歴史教科書採択に関する請願でございます。

請願の内容は、請願書をごらんいただいでわかるように、理由は分かれておりますが、大きくは2点でございます。願意の実現性、妥当性でございますが、教育委員会の考え方について申し上げます。

まず1点目ですが、検定の関係ですが、現在文部科学省が行っている検定制度は、義務教育諸学校教科用図書検定基準に基づき、学習指導要領の目標に従い、内容や内容の取り扱いに示す事項を不足なく取り上げていること等を基準にして教科書検定を行っており、町田市教育委員会としては、この検定制度は正しく機能し、検定を通った教科用図書はすべて採択候補となるものと受けとめております。したがって、中学校教科用図書の採択に当たっては、検定に合格した教科書すべてを調査研究対象として、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり採択を行ってまいります。

2点目ですが、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、調査協議会の報告を参考にし、教育委員会みずからの責任と権限において行ってまいります。採択に当たって、教科用図書調査委員や各学校が調査研究する際の指標として、採択方針や選定基準を決めてまいります。この選定基準については、採択年度ごとに東京都教育委員会の諮問を受けて、東京都教科用図書選定審議会が答申する教科書の採択方針を参考にし、特定の教科だけではなく、すべての教科に対応する基準として検討し、

作成をしております。

なお、今年度の採択基準につきましては、本日、第8号の議案で提出をしております。

そこで、本請願ですが、提出理由において、前回、平成13年度の教科用図書が選定された際の基準についてご指摘をされたり、あるいは教育委員会の歴史観や見解を求めています。それらはともに特定の教科のみを想定したものでございまして、すべての教科を対象として教科書採択を適正に行う教育委員会としては、そのまま対応することはできない、対応しかねるというふうに考えます。また、学校の調査研究は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱において採択手続として位置づけられており、排除をすべきものではないというふうに考えます。

したがいまして、これらの内容がございまして、請願者の考え方と町田市教育委員会の考え方は、特に要綱とも違う部分がございますので、この請願については不採択とすべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 教育委員会の歴史観というところで少しお話が出たんですけれども、私自身は、私ももちろん個人的な思想もありますし、信条もありますけれども、こうした教科書採択ですとか、そういうことに関しては、それは人格の一部ですけれども、そういうことよりも、町田市の学校で使われる教科書としていいのはどういう教科書というふうなことを優先して判断していきたいと思うんです。ですから、特定の歴史観というよりも、教科書としていいのはどれかということの方が、私たちの持っている歴史観よりも大事ではないかということで、恐らくほかの教育委員の方も、そのあたりはご同意いただけるのではないかと思います。いかがなんでしょうか。

委員長 ほかの委員さんもどうぞ。ご意見がありましたらおっしゃってください。

井関委員 本当に1人1人の歴史観というのは、5人いれば5人違うので、やっぱりそのところは一番いい、よりよい教科書ですか、特に必ずしも印刷とか写真が枝葉末節というようなこともあるかもしれませんが、そういうこともやっぱり子どもたちにわかりやすいのであれば考慮していくことだと思っています。

名取委員 私たち教育委員は、歴史の教科書だけに限らず、教職員や保護者の意見に耳を傾けながら、公正、慎重に、かつ責任を持って採択しなければいけないということを教育委員全員思っておりますので、学校の調査研究をもとにして、私たちは責任を持っ

て教科書を採択したいと思っております。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

請願第7号 中学校歴史教科書採択に関する請願に関する教育長の説明は不採択でございます。請願第7号を不採択にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第7号は不採択と決しました。

請願第8号 歴史教科書採択に関する請願を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。ですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

委員長 再開いたします。

請願者は10分の範囲で意見陳述をお願いします。

高山請願人 前回の先月も請願させていただいた高山でございます。

前回は残念ながら却下されたわけですが、本日は、内容的にはそんなに変わっていないんですが、少し簡潔にした請願と、それから前回の却下への疑問、理由がちょっと理解できなかったの、その回答をお願いしたいという2つの内容になっております。

新しい請願は、言葉だけで言えば同じなんです。前回いろんな理由をつけて、その理由が、教育委員会の皆さん方はいろいろな意味があったようなので、簡潔に、要するに採択は学習指導要領の目標、内容、内容の取り扱い、ご存じのように、結構いろいろな項目がございます。主に時代に沿って書かれておりますね。それぞれについて、すべての教科書について比較検討いただき、学習指導要領に一番従っているものを採択していただきたいと思っております。

先ほどから、検定を通過しているから学習指導要領を満たしているというお話がございしますが、その満たしぐあいというのは、実はやはり各会社によって違っているわけですね。

ですので、一番満たしているものという選択をお願いしたいということです。それがわかるように、市民に、全教科書について、それから先ほどの目標、内容、内容の取り扱いの全項目について、各教科書を比較いただいた比較票を、できれば各教育委員の皆さん全員の比較票を公開していただくと大変ありがたいと思います。それが採択に関する内容面ですが、きょうもお話がありましたが、展示会というのは非常に重要なことで、もっと一般市民が参加しやすい、特にサラリーマンにとって、9時 - 5時では全然見るチャンスがないわけですね。ですので、ウイークデーの夜、何時までというのもわかりませんが、例えば9時ごろとか、そういうような時間帯もぜひやっていただきたい。それから、日曜日も開催をいただきたいというお願いでございます。これが今回のお願いでございます。

2番目は、前回却下の理由についての質問なんですけど、というか理解できなかったわけです。却下理由というのは、おおむね検定を通過した教科書が学習指導要領を満たしている、それから、私の述べた請願は、私観という意味での、つまり特定の史観に基づくことと、その内容は本年の採択検討に予断を与えることになるので却下せざるを得ないということだったと認識しております。それぞれについて質問いたします。

予断ということなんですけど、市民が意見を述べたら予断を与えるというのは、非常に理解に苦しむところがあるわけですね。私は特定の会社の教科書を特に選んでくださいと言ったわけでもないですし、この時点では検定中、今は検定は終わったわけですがけれども、いまだに私どもは、新しい教科書について何も見る機会がありませんけれども、それについて述べたわけでもありません。要するに、過去のものについて、こう思いますということをお願いただけですね。ですから、予断という意味がどうも理解できませんでしたので、理解させてくださいというお願いです。

指導要領から逸脱しているという私の見解が教育委員の皆さんとは意見が異なっておりました。これはやむを得ないことと思うんですが、そうだとすると、しょせん市民の意見ですね。ですから、市民がいろんな意見を持って異なっているのは当然なので、教育委員の皆さんは、それぞれご自分の見識に従って判断いただくわけですから、市民の意見があったから予断を与えるというのも、また理解できないことなわけです。ですから、わかりやすい説明をお願いしたいということです。

それから、今度は史観、歴史観についてですが、歴史とか、あるいは歴史教科書に語るときには必ず歴史観があるわけですね。歴史観なしに歴史を語るというのはできないわけです。自由主義社会ですから、皆さんどんな歴史観を持ってても自由なわけです。ですか

ら、問題は、教科書にあらわれている歴史観が学習指導要領にふさわしいかどうか、学習指導要領の内容は非常に多数ありますけれども、その中でも最も重要なものは、目標の1番、全文は読みませんが、我が国の歴史に対する愛情を深める云々ということ、それから目標の4番、多面的、多角的に考察し公正に判断するなどなどが最重要かと思っております。もちろん、ほかの項目も全部重要ですが。そういう点から、教科書に語られている歴史観がふさわしいかどうかというご判断をいただきたいということなんです。

ちなみに、私の史観は私の史観で、それは皆さんとは違うわけですが、前回も述べましたが、簡単に言いますと、歴史の評価というのは現在の知見と価値観で行うべきではなく、当時、50年前なら50年前当時の価値観で行うべきであると。現代の道徳とか法律で過去の歴史を裁くような、そういう歴史観というのはおかしいと。おかしいというのは、そういう歴史観はあるわけですが、そういう教科書は、教科書にふさわしくないと思うわけですね。例えばで恐縮ですが、ハンセン病が恐ろしい伝染病と信じられたという時代が昔はありました。そのときに隔離政策をとったというのはやむを得ないことだと思うんです。そのことを今、あれは伝染病じゃないんだから、そんなことをやった政府は許せないという糾弾はおかしいわけですね。それと同じように、過去のことを今の価値観で、あるいは法律で、あれは間違っていたとか犯罪であると決めつけるのはおかしいと思うわけです。

残念ながら、今回の新しいのは知りません。少なくとも現在使われている教科書は、町田で使われている教科書ももちろんですが、ほかの教科書も、非常にそういう過去の我々の先輩を非難する、日本は悪い国だということを盛んに強調する記述が圧倒的に多いわけです。こういう教科書で育った子どもたちが自分の国に誇りを持つことができるはずがないと思うんですね。そういう人が大人になって国際社会でいろいろ働くときに、何かというと、日本は、おまえのところは昔悪いことをしたじゃないか、ああ、すみませんなんて、ビジネスもできないわけですね。非常に困った事態になります。既になっている嫌いもありますが。実際、子どもたちの中には、日本人に生まれなきゃよかった。あるいは日本の悪口ばかり言っている歴史授業は受けたくないと言っている子どもも多数存在します。

次は、今回非常に厚くなってしまったのは大変恐縮なんですけど、前回口頭で、現在町田で使っている東京書籍の教科書について、具体的事例で、これこれしかじかで明らかに学習指導要領から逸脱していますよという指摘をしたつもりですが、教育長のご判断は、い

や、すべて満たしておるといふご判断だったわけです。だがしかし、そこは私はまだ理解できませんので、今回は全部こうやって文書の形で提示しました。これを全部本日お答えいただいてもよろしいですが、1つ1つ丁寧に答えたいと思うんです。できれば文書で回答いただけるのが一番いいとは思っております。

時間もありませんから、とてもこれ全部なんかを読む時間はありませんが、例えば一番最初の神話について、学習指導要領の内容の取扱い、3 - (3) - オというところには、「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせる」云々と書いてあるわけです。実際に東京書籍の記述はどうなっているかという、神話などから死後の世界についての考え方を知ることができます、ただそれだけなんですね。これはもうからかっているとは思えないですね。こういうことをわからせるようにしなさいと言ったら、こういうことがわかるようになっていきますという、そういう書き方ですよ。これは明らかに指導要領を愚弄しているとは思えません。

また、イザナギ、イザナミだ、アマテラスだ、スサノオだ。もっとさらにひどいのは、神武天皇の名前も全く出てきません。これでは日本人の常識を全く教えられないわけですね。

その他いろいろなことがございます。これは全部書いてあるので、もう既にお読みいただいていると思いますが、強調したいのをあと一つ二つ言いますと、例えば3 - 9に日露戦争についてありますが、日露戦争というのは、日本にとって、国家として市民から見たら非常に大変な戦争であったわけです。そのなぜ発生したのかというその根本原因が東京書籍の教科書には書いてございません。あたかも日英同盟を結んだから、その結果、戦争が始まったんだというような記述になっております。これほど不正確な記述はないですね。基本的には、ロシアの脅威があったわけですから。日英同盟というのは、その後の20年間、日本の安全と繁栄に大いに寄与したということは全く述べられておりません。

それから、例えば満州事変なんていうのは、たまたま現在の中国の反日暴動テロがありましたけれども、まさにあれがあそこあって、そして、それに加えて殺人事件がいっぱい発生したんですね。すべてじゃないですけども、それが原因の1つだったんです。

広島原爆投下は、前回も口頭で申し上げましたけれども、米軍の公表された資料の中に明白に広島を選んだ目的が書いてあるわけです。

という等々ですので、ぜひともひとつ私の疑問にお答え願いたいと思います。

委員長 休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

委員長 再開いたします。

請願第8号 歴史教科書採択に関する請願に対する願意の実現性、妥当性、その他について、教育長の説明をお願いします。

教育長 請願第8号 歴史教科書採択に関する請願でございますが、請願の要旨につきましては、お手元にありますように、3点でございます。願意の実現性、妥当性につきまして、順次、教育委員会の考え方を申し上げます。

1点目と2点目をあわせてですが、2006年度使用の中学校教科用図書の採択に当たっては、学習指導要領の各教科の目標や内容の踏まえ方、内容の取り扱いへの配慮、生徒へのわかりやすさ、生徒主体の学習への活用のやすさなど、さまざまな観点から具体的な評価が行えるよう、選定基準を検討してまいりました。選定基準につきましては、本日、第8号の議案で提出をしております。

その選定基準に沿って調査研究する教科用図書調査研究委員会や各学校の報告、また、教科書展示会における保護者や市民の声を町田市立中学校教科用図書調査協議会が総合的に検討協議し、教育委員会に報告をします。実際の採択に当たっては、調査協議会の報告書に加え、東京都教育委員会が教科用図書各社の比較について、学習指導要領の目標や内容に即した観点で分析をしております教科書調査研究資料を参考にいたします。教育委員会は、公開された場において、それらを踏まえた上で協議し、採択する教科書を決定してまいりたいというふうに思っております。

3点目ですが、教科書展示会場についてですが、これは先ほどもお答えをいたしました。が、昨年度は教育センター1カ所でしたが、今年度の中学校教科用図書の採択においては、教育センターと森野分庁舎の2カ所にふやして実施をいたします。また、より一層多くの市民の声を聞くことができるよう、休日の開催やインターネットでの周知などを含めて開催方法を検討しておるところでございます。

そこで、本請願ですが、本請願につきましては、検定を通過した教科書発行者の教科書を学習指導要領からの逸脱と指摘している点がございます。また、現在文部科学省が行っている検定制度は、義務教育諸学校教科用図書検定基準に基づき、学習指導要領の目標に従い、内容や内容の取り扱いに示す事項を不足なく取り上げていること等を基準にしたも

のでございます。

町田市教育委員会としては、この検定制度は正しく機能していると認識をしています。したがって、検定を合格した教科書が学習指導要領から逸脱しているという論理には同調できないものがございます。

また、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、各選定基準に基づく全教科の全候補本に対する評価を教育委員会から調査協議を依頼する町田市立中学校教科用図書調査協議会がまとめ、報告をいたします。採択当日の教育委員会において、各教育委員は、それらの報告を踏まえた上で協議をいたしますが、全教科の全候補本における全観点について述べる場を予定しているものではございません。また、ある特定の教科についてのみ詳細に協議するということも想定はしてございません。もちろん、公正、慎重にやることは当然でございます。

そこで、当然のことですが、市民の皆さんも学校関係者も、個人としてどのような歴史観や見解をお持ちになろうと、これは差し支えないことというふうに考えます。しかし、個人の歴史観や教科書検定に対する町田市教育委員会と異なる考え方が述べられている請願を町田市教育委員会として採択することは、本年度の町田市の教科書採択に誤解を生じることにもなりかねないというふうに判断をいたします。

したがって、本請願は不採択すべきものというふうに考えます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 今、教育長の方で説明されましたけれども、本請願が検定を通過した教科書発行者の教科書を学習指導要領からの逸脱と指摘しているというふうに表現されたんですけども、これはこの文書だけでは、きょう請願のときの陳述で述べられていたけれども、逸脱しているというのは口頭で言ったので、今回のこの請願の中には載っていませんというふうに思ったんです。だから、その事項だけは削った方がいいんじゃないかと思ったんですけども。却下理由の中に 私がもしこれを見て勘違いしていたら申しわけないんですけども、検定を通過した教科書発行者の教科書を学習指導要領からの逸脱と指摘しておりますというふうにご説明されたんですけども。

教育長 今回の3ページ目に、「学習指導要領逸脱か否かについて」で「前回請願時口頭にて東京書籍教科書の逸脱事例を述べましたが逸脱していないというご見解でしたので再度文書にて事例と逸脱理由を述べますので」というふうな文言が……。

井関委員 わかりました。そこまで入れていけば……。

教育長 それと、学習指導要領の逸脱云々については、もう市教委というよりは、正直言いまして、国のレベルで考えていただくことなのかなとその点については思いません。

委員長 資料の3ページの冒頭のところに記述してあることを踏まえての説明だということでございます。

岡田委員 ご意見は大変参考にさせていただきたいと思うんですけども、もちろん、市民の方という言い方で正しいんですか、そうした方が個人的な歴史観の上に立ってご意見をおっしゃるのはもちろん自由ですし、そうしたものに耳を傾けるつもりも、こちらの方もあります。ただ、教育委員の立場として、ここの私観についてというところの下の方で、ハンセン病が云々というところの下に、「ご見解をお聞かせ下さい」というふうに書いておられるんですが、こうしたことに教育委員の立場で見解をお答えするということは、やはり大変難しいということをご理解いただきたいと思います。

委員長 それについては、ほかの委員さんはいかがですか。

教育長 今、岡田委員さんのあれなんですけど、東京都の方からも、「教科書採択事務の改善について」という通知が来ておりまして、その中でも、「各区市町村教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に定められた教科書の『採択権者』としての立場と責任を自覚し、調査研究資料及び『採択委員会』等」のうちで言えば協議会ですが、「の下部機関の調査報告書の内容に基づき、自らの判断で採択すべき教科書を決定すること。その際、必要に応じ、調査研究資料と調査報告書の内容について確認するため、当該教科書にあたって点検すること」というふうになっておりますから、教育委員がすべて観点がどうのこうのだから、それは東京都の改善通知の中にも想定をしていないことだと思うんです。協議会が出した報告を参考に、必要に応じて各教育委員も教科書に当たるということですから、最初から検定委員のやるがごとくのことではできません。岡田委員さんのお話がありましたように、各個人の歴史観を述べるというふうなことは想定していないと思いますし、町田市教育委員会でもそれは考えていないというふうに思います。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

請願第8号に対する教育長の説明は不採択でございます。

請願第8号 歴史教科書採択に関する請願を不採択にすることにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第8号は不採択に決しました。

請願第9号 2006年度より使用される中学校教科用図書の採択に当たっては、教職員や市民が十分な検討の機会が得られるよう配慮することを求める請願を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願者の意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

委員長 再開いたします。

請願者は10分の範囲で意見陳述をお願いいたします。

谷田川請願人 谷田川と申します。南大谷に住んでおります。一言つけ加えれば、私の公立学校での教員生活の大半は、町田市の公立学校の中で大変お世話になりました。その後、大学の非常勤講師として十何年間か勤めさせていただきました。

私が申し上げたいことは、前に述べられた方と趣旨、内容とも同じものが多く、簡単に申し上げれば、教科書展示検討のチャンスをもう少しふやして、教師も含めてですけれども、教師や市民の方が十分に検討するだけの余裕のある対応をしてほしいということです。それから、検討した結果ができるだけ公開の場で検討されて、その検討の経過をなるべく細かく、細大漏らさずとは言いませんけれども、最大限の努力をしていただいて、市民、教師たちに知らせてほしいということです。同じような趣旨の内容にもかかわらず、私がなぜきょうここで皆さんに何を申し上げたいかということ、短い時間ですので、私の体験に即してお話ししたいと思います。

私は、1947年の学習指導要領(試案)で育ったものです。1947年といえば、まだ生まれていらいっしょらない方も大勢いっしょると思いますが、私にとっては大変意味のある年でして、この年に学校で習った学習指導要領(試案)の精神というのは、その後も私の教員生活をずっと支え続けてくれました。

その学習指導要領（試案）などという古い書類が教育研究所にありますかと伺ったこともあるんですが、そういう古いものは、多分教育研究所にはありませんよと言われて、できることなら、一応そろえていただきたいということをお話ししたこともあります。その学習指導要領（試案）の序論のところには、こんなことが書いてあります。なぜこのような書をつくって、現場の教師の皆さんに訴えたいかという、それは、これまでの教育ということは、47年がこれまでと言っているのですから、当然戦争中のことになると思いますが、戦時中の教育は、とかく画一的な傾きのあったものが、これからは下の方からみんなの力でいろいろとつくり上げていくことだ。皆さんは、下の方からつくり上げていく大事なメンバーのお1人お1人であるから、自主的に、もっとも自主的というよりも、進んで自分が学習指導要領の政策の主体者であるような、そういう活躍をしてほしいということを、少々文章は悪文と言われるような文ではないかなと思われるくらい、同じことを繰り返し繰り返し述べておられます。

当時の教育委員会の方たちが現場の教師たちにどんな思いでいらしかったのかということ、私はこの古い書類を取り出して見るたびに感じるのですけれども、その途中には、こんなことも書いてあります。戦時中の教育は、今考えると現場に生气が失われてしまった。この生气を今もう1度教育の現場に取り戻してほしい。続々と多くの意見が寄せられて、その意見に基づいて、これからでき上がってくる学習指導要領が完成に向かっていってほしいということを書いてあります。

きょうこの席で、このようないろんな方がいろんな意見を言えて、そしてそれが公開されて、その結果もある程度市民の皆さんに知らせられるということは、まさにそのことではないかなと思います。私は、やっぱり戦後の教育は間違っていなかったということ、きょうのこの席を通して強く感じます。

にもかかわらず、最近、教科書採択の時期になって、現場の教師たちの意気込みというのは年々薄れているように思います。これは私の全く主観的な考えですけれども、教科書採択の年だとなると、その年は教師たちの目の色が変わったものです。検討する期間はごく限られております。どこからでも手に入るというような、そういう資料ではありません。それだけに、与えられる時間があれば、与えられるものがあれば、夢中になってそれを検討したものです。私も町田での教員生活は高ヶ坂小学校で終わりましたが、その当時、私は、教科書採択の時期になると、3晩も4晩も徹夜してでも教科書を読みました。そして、私のようにそんなにたくさん時間のとれない多くの現場の先生たちのため

に、私が検討した資料を研究会や職員会や教科部会に持ち込んで、教科書が今どういうふうに変わろうとしているかということをお話し続けました。

にもかかわらず、やはりなぜこんな沈滞した空気になってしまったのかなということをお考えください。多分その理由の1つは、幾ら意見を持ったところで、どうせ我々の意見は反映されないんだという、間違っただと申すにいいと思いますが、間違っただ認識のもとにあきらめてしまっている教師たちが多くからだろうということをお考えください。あきらめることはないんだ。皆さんの意見はきちんと反映され、論議されて、それに基づいて検定が、採択が決まるんだということをお現場の教師に体でわからせてほしいなと思っております。

でも、理由はそればかりではないと思っております。これは日の丸、君が代が学習指導要領に載る時期に、その論議の模様をかなり詳しくお知りになった大学生ではないかなと思うんですけれども、その大学生の投書が載っていました。2000年の2月22日の朝日新聞です。全部読むと長くなって、これで時間が終わってしまいますので、簡単に言いますと、先日、首相官邸のホームページを見たが、教育改革のページを見て驚いた。「子どもへの方策」と題された教育改革国民会議の委員の方の発言内容についてだ。次のように書いてある。納得のいくような発言というのは余りなかった。そして、子どもたちにも納得するまで教えるということは、これからの教育の主だった目的ではないのだ。子どもというのは厳しく、ここは括弧つきで書いてありますけれども、『飼ひ慣らす』ことが必要なんだ。国民にそのことをしっかりアピールして、ぼやぼやしていると日本の国がこのまま変わらないと、日本の国は滅びてしまうぞというようなアナウンスをして、子どもたちにショックを与えることだと書いてありました。この下りを読んで、さすがにこの大学生はびっくりというか、ここには、私は読んであせんとした。子どもたちを飼ひ慣らすという思想が、全く一部の方かもしれないけれども、総理大臣、首相官邸のホームページの教育の欄にそういうものが載っているということは、子どもの教育をこれからそういう方向で引っ張っていかうという人がわすかでもいるということなんだろうかと申すことを書いてありました。

どうかこういう絶望感にもある教師がいるということをお考えになって、そういうことはないんだ。皆さんの意見はきちんと教育委員会に生かされる、反映されるという、その証をこれからも市民に対して示し続けてほしいなと思っております。

どうもありがとうございました。

委員長 休憩いたします。

午前11時 8 分休憩

午前11時 9 分再開

委員長 再開いたします。

請願第 9 号 2006年度より使用される中学校教科用図書の採択に当たっては、教職員や市民が十分な検討の機会が得られるよう配慮することを求める請願に対する願意の実現性、妥当性、その他について、教育長の説明をお願いします。

教育長 請願第 9 号は、2006年度より使用される中学校教科用図書の採択に当たっては、教職員や市民が十分な検討の機会が得られるよう配慮することを求める請願でございます。

請願の要旨といたしましては、3 点ございます。願意の実現性、妥当性について、教育委員会の考え方を順次申し上げます。

まず 1 点目ですが、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告を参考にし、また、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料等も参考にして、教育委員会みずからの責任と権限において行ってまいります。調査協議の観点については、昨年度は内容、構成・分量、表記表現及び使用上の便宜の 3 観点を教育委員会として示しております。これらは、その具体的項目に示しているように、学習指導要領の踏まえ方、生徒にとってのわかりやすさ、教師にとっての学習展開のしやすさ、地域の実態への適合を重要な判断基準としていることにほかなりません。今年度の観点については、選定方針だとか、そういうものについては、第 8 号ですが、本日の議案として提出をしているところでございます。

2 点目について、教科書展示会については、先ほど来お答えをいたしておりますが、採択候補の教科用図書について市民に周知し、市民から意見をいただく大切な場であるというふうに考えております。展示会場については、昨年度は教育センター 1 カ所でありましたが、今年度の中学校教科用図書の採択においては、教育センターと森野分庁舎の 2 カ所にふやして実施をする予定です。また、より一層多くの市民の声を聞くことができるよう、休日の開催やインターネットでの周知などを含めて開催方法を検討してまいります。

3 点目ですが、町田市の教科書採択は、採択当日の教育委員会を公開するとともに、議事録等も開示対象としております。そこで、請願の関係ですが、町田市教育委員会は、本年度の中学校教科用図書の採択を、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり

適正な手続で行います。採択に当たって、教育委員会は、教科用図書調査研究委員会の報告、各学校からの調査報告や、保護者、市民の意見を参考にしてまとめる教科用図書調査協議会の報告等を参考にして、みずからの責任と権限において、公正かつ適正に採択してまいります。

教職員や市民の検討の機会を、採択候補本を一定期間学校に置いたり、教科書展示会を開催したりして設けられております。一方、本請願ですが、学校票、あるいは学校からの調査報告のみを殊さら強調し、教科用図書調査協議会や教科用図書調査委員会からの報告といった町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に定められた採択に至る手続についてははっきり書かれておりません。この点については、本市の考え方、いわゆる要綱と若干異なっているというふうに言わざるを得ないと思います。

したがって、本請願を採択することにより、町田市の本年度の教科書採択に誤解を生じることが懸念をされると思いますので、本請願については不採択すべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたらどうぞ。

岡田委員 感想に近いんですけども、きょう、5本の請願が出されて、全部を通してになるかもしれないんですけども、どれも請願内容については納得のいくというか、うなづくような点が多いんです。ただ、請願理由の方まで全部読ませていただくと、これを全部採択したときには、恐らく私はどの教科書も採択できないのではないかと、これにとらわれて考えるのであれば、採択したということで、それに対して自分自身が採択した以上は、そのところもかんがみて採択しなくてはならないというふうになってくると、どの教科書に対しても不足、不満が出てくるのかなというふうな感想を持ちます。

ですので、教育長の方から、きょうの請願もすべて不採択という結果が出ていますけれども、やはり採択ということができないのではないかなという感想を私は現在持っておりますけれども、この辺について、ほかの委員の方のご意見はいかがでしょうか。

井関委員 先ほどの第8号の請願のときに、私が学習指導要領から逸脱というようなことを発言しましたけれども、これは陳述者の、検定に通っているのでそれは認めるという、最も適合したものを選んでほしいというふうな発言を重く見たものですから、そんな発言になったんですけども、正直一番最初に岡田委員が発言されたみたいに、白紙の状態で行いたいかなというのが最も率直な考えでございます。私ども、現場の意見を当然

尊重しなきゃいけませんし、現場とって、今回の請願の中のどなたかにも書いてありましたけれども、現場の意見しか聞かないのかというようなこともありました。決してそういうことはなくて、保護者とか市民の方の意見も聞いていくつもりですので、どうぞよろしくお願いいたします。

名取委員 私も先ほど申し上げましたけれども、現場の教職員、市民、保護者の意見に耳を傾けながら、公正かつ慎重に責任を持って教科書を採択していきたいと思いますので、皆様からの、請願の方の意見を参考にしながら、責任を持って採択していきたいと思いますので、本当に静かな環境で採択したいなというふうに思っております。

委員長 教育長、まとめてありますか。今の各委員の採択が根幹にかかわる部分で採択しにくいという意見があったんですけども。

教育長 きょうも5本の請願が出まして、それぞれ請願者から真剣な意見陳述だとかがあったわけですが、各教育委員さんからもお話がありましたように、教育委員会としては、静かな中というふうなことで、例えば教科書展示会場をふやしてくださいだとか、そういうものは当然そういう方向で検討しますし、公正にだとか、そういうものがあるわけですが、いろいろ理由書だとか、そういうものを見ると、例えば学校のあれは聞かないようにだとか、いろいろ微妙な点がありますし、教育委員会として、これから教科書採択、意思決定をしていくことですので、意思決定をするに当たって、何か真剣に考えれば拘束をされるような請願ということですので、やはりなかなか採択しにくいなと。

請願者の方には、5本とも全部私が不採択にすべきということで心苦しい点もあるんですが、よくご理解をいただきたいなと。要望だとか、そういうことなら十分受けて、当然この中にもっともだと思点もありますが、子細に考えると、本当にこれから8月の教科書採択に向けて意思を決定していくことで、その意思決定を何か縛られる要素が多分にあるので、ある方は満足しても、ある方から見るとというふうなことがあると、やはり教育委員会がこれからやろうとすることについて疑問を抱かれたり、予断を持ったりだとか、そういうおそれがあると思いますので、今回、そういうものも含めて、事務局の責任者としては、不採択とすべきというふうに考えを示したところでございます。請願者の皆さんには、なかなか申しわけない点もあるんですが、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。請願第9号の教育長の説明は不採択でございます。

請願第 9 号 2006年度より使用される中学校教科用図書の採択に当たっては、教職員や市民が十分な検討の機会が得られるよう配慮することを求める請願を不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第 9 号を不採択といたします。

以上で、請願第 5 号から第 9 号までの審議を終了いたしました。

議案審議事項に移ります。

議案第 8 号 町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法についてを審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いします。

教育長 議案第 8 号は、町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法について同意を求めるものでございます。

ご存じのとおり、本年度は2006年度から使用する中学校教科用図書の採択がえの年に当たり、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱、第 3 の(1)により、採択方針・選定基準及び評価方法を決定するものでございます。

2 枚目に内容がございしますが、方針、基準、評価等々の詳細につきましては、指導主事の方から説明をさせていただきます。

指導主事 それでは、2006年度使用中学校教科用図書の採択方針・選定基準及び評価方法について説明をさせていただきます。

採択方針につきましては、前回、2001年度に行われました2002年度の中学校教科用図書採択時と、それから昨年度行われました2005年度使用の小学校の採択の際のものに変更してございません。再三これまで請願の審議内容の中にも出てまいりましたが、「町田市教育委員会は、2006年度使用の中学校教科用図書採択に当たって、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に則り、調査協議会の報告等を参考に、自らの責任と権限において、町田市の生徒に最も適した教科用図書の採択を行う」ということで、児童あるいは生徒といった文言が多少変わったということだけでございます。

しかしながら、その下にございます教科用図書選定基準については、前回の中学校、それから昨年度の小学校の採択の際から一部改訂をしてございます。まず、選定基準の(1)、(2)、(3)、(4)と項目建てがございします。この内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜という文言につきましては、先ほども出てまいりましたが、東京都教育委員会

の諮問を受けて、東京都教科用図書選定審議会が答申する教科書の採択方針という文書を参考にしてございます。これも今年度のものがもう既に通知として参っておりますので、それを参考にいたしました。

それらをより具体的な項目に分けたものが、その以下にございます、それぞれ3項目ずつでございます。(1)の内容につきましては、特に「学習指導要領」という文言を明記してございます。学習指導要領の目標と内容を踏まえているか、あるいは内容の取り扱いに配慮しているかということでございますが、当然ながら検定基準の中にこれ以上の具体的な要素というのはなかなか表記としては盛り込めない。しかしながら、この観点で分析する際には、やはり質的に、つまりどのように踏まえているかとか、どのように配慮しているかというような調査分析が行われるものというふうに認識をしております。

また、(3)、(4)の表記・表現、使用上の便宜、これらについて、前回のものより細かな観点に分けて記載をしてございます。これらについては、いずれも本市教育委員会としての教科書採択に関する考え方を明確にする意味で、詳細な記述に分けてございます。

(3)、特に表記・表現、使用上の便宜等については、都の改善通知にもございます末梢的な項目というふうに誤解をされることのないように説明をさせていただきますと、これらについては、学習指導要領の総則、あるいは各教科全体の考え方を踏襲して、生徒にとってのわかりやすさ、使いやすさ、これは、すなわち確かな学力の定着、基礎基本の確実な定着という部分でございます。また、使用上の便宜につきましては、教師にとっての使いやすさ、これは求められている主体的な学習ですとか、問題解決的な学習、中学校の場合は課題解決的な学習というふうな言い方をしますが、そういった学習展開に対応しているかどうかということをやより一層明確にするためのわかりやすい文言にしたものでございます。主体的な学習も、学力の確かな定着につきましても、いずれも学習指導要領はもちろんのこと、社会的な要請、これらを背景にして改訂しているものでございます。

繰り返しになりますが、本市教育委員会としての採択に対する考え方をより一層明確にするための改訂ということでございます。

委員長 以上で教育長並びに指導主事の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 (4)の使用上の便宜ですけれども、昨年、表記及び表現と一緒にしていたんですが、今回非常にわかりやすくなっていて、特に「全体の構成が見通せるように配慮しているか」というのは、この間の小学校の採択のときでは、わずかなことですが

ども、教科書の裏の開きに、例えば上巻だったら、下巻でどういうことをやるとか、そういうことがちゃんと書いてある本があって、これだと割合いいなというふうに思いました。それは生徒にとって主体的に学習できるし、教師にとっても教えやすい、こういうことがありますよというようなこともわかるんじゃないかなと思って、この使用上の便宜、 、 ですけども、こういうことが新しく評価選定基準に加わったことで非常にわかりやすくなったなと思います。

岡田委員 幾つかあるんですけども、まず1点目として、町田市の地域性に合っているかというのが表記及び表現の項目の中に入っているんですけども、これは、要するに表記や表現の仕方が町田の地域性に合っているかということを考えるのかなと思ったときに、むしろ内容の方の4番目に入れた方がいいのかなというふうに、今疑問を持ちました。

2点目になるんですが、町田の地域性ということで、こちらのこういう形で文書に表現する必要はないと思うんですが、私のざっと見たところでは、中学校を卒業した生徒たちの卒業後の様子を見ると、やはり大半が公立の高校に進学しているのではないかと。これについては、指導課の方に実態はどうなのかということをお伺いしたいんですけども、そうすると、この教科書の内容で十分公立高校への進学準備ができるだけの内容があるということが、町田の地域性を考えたときには必要なのではないかと。そうしたことも考慮に入れて教科書を選定していった方がいいのかなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

指導主事 1つ目の町田の地域性に合っているかというところでございますが、内容の方にも当然かかわってくるわけなんですけど、内容の方に入れるような、大きな全体の内容にかかわるようなことではありませんで、その上でございます、例えば資料、挿絵、そういったことと同列に、町田の地域の教材があるとか、地域の人材を取り上げているとか、幾つかこれを具体的に教科書レベルに落とししたときに考えられる内容とすると、やはり表記・表現の中にそういったものがちりばめられているといいますが、材料としてあるというような次元のことかなということで、内容全体にかかわるもので地域性となると、これはまた逆に言えば、選定としては非常に難しいものになってくるのかなというようなことで、一応表記・表現の中におさめさせていただいたということでございます。

指導課長 町田市の中学校の進路状況でございますけれども、昨年度、2004年度の卒業生の中で、都立の高等学校に進学をした者は64.8%、私立の高等学校に進学した者は

25.6%ということでございます。残余は定時制あるいは就職、専門学校等ということになっております。もちろん、中学校の教科書で学べば上級の学校に進学することは十分可能であるということです。

委員長 今回の質問は、この64.8%は公立高校ということですが、その中で特に町田市内の都立高、公立高等学校に進学した人数がどのくらいか、そしてそれが町田市の地域性の学習との絡みでどうなのかという趣旨でしたね。

岡田委員 はい。

指導課長 町田市内の高等学校に入った人数というのは、今ここでは出しておりませんが、高等学校の方に町田市内の子どもがどれくらいいるかということで申し上げます。町田市にあります都立高等学校の6割から8割くらいは町田市の生徒でございます。

岡田委員 結局、そうした進学した子どもたちは、教科書だけで十分に進学準備ができたのでしょうか。

指導主事 教科書は、学習指導要領上、主たる教材ということでございますから、当然ながら副教材としてさまざまな資料集等は活用いたします。しかしながら、主たるですから、それを中心に授業を進めることで基礎的な学力の定着が図れるといったことも大事な要素でございます。今回の採択に当たっても、使用上の便宜のところにもございますが、学び方を身につけるとか、あるいは課題解決学習で主体的な学習力をつけるとか、そういったこともあわせて極めて重要な要素になってくるかなというふうに思っております。基本的には、基礎的な学力が確実に図れる教科書を考えて採択するということが、やはり大事な条件だというふうに思います。

委員長 主たる教材として基礎基本の学力はこれで図れるという、そういう認識であります。

ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第8号 町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法については、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第9号 町田市人権教育推進委員会委員の委嘱に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第9号は、町田市人権教育推進委員会委員の委嘱に関し同意を求めるものでございます。

本件につきましては、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、委員の委嘱をするものでございます。

任期は、2006年3月31日までということで、次のページをごらんいただきたいと思えます。校長、副校長、主幹、養護教諭、教諭、それぞれの中から委嘱をするものでございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第9号 町田市人権教育推進委員会委員の委嘱に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第10号 町田市青少年委員の委嘱に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いします。

教育長 議案第10号は、町田市青少年委員の委嘱に関し同意を求めるものでございます。

本件は、この4月30日付をもって任期が満了のために、町田市青少年委員設置に関する条例の規定に基づき、委員として委嘱をするものでございます。

任期は2年間ということで、2007年4月30日までということでございます。

次のページをごらんいただきたいんですが、各健全地区委員会からのご推薦で、24名の方を委嘱するという内容のものでございます。備考欄に、再任ですとか新任だとか、そういうものを書かせていただきました。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

井関委員 民生委員・児童委員に関しては、この間の市報にもありましたけれども、かなり空欄の住所がありました。この青少年委員の推薦というか、どこかへ依頼したときなんかには、無理してお願いするということなく、大体受けてもらえるような状態なんでしょうか。

社会教育課主幹 青少年委員については、各青少年健全育成地区委員会から推薦されております。活動に当たりましては、地域で住所等について、青少年委員だよりでお伝えするような形になっております。

井関委員 では、それほど引き受けるのは嫌だというような現状ではないというふうに考えてよろしいですか。

社会教育課主幹 地区委員会からの推薦をみずから承知をされて受けておりますので、特に問題はないかと思えます。

委員長 よろしいですか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第10号 町田市青少年委員の委嘱に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第11号 町田市文化財保護審議会委員の委嘱に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第11号は、町田市文化財保護審議会委員の委嘱に関し同意を求めるものでございます。

本件につきましては、この5月31日をもって任期が満了することに伴い、町田市文化財保護条例第37条及び第41条の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。

任期は2年間ということで、2007年5月31日までです。

別紙、2枚目ですが、それぞれ専門分野、あるいは何期目かというようなことで記入させていただきました。

委員長 以上で教育長の説明は終わります。

これより質疑に入ります。何かございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第11号 町田市文化財保護審議会委員の委嘱に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第12号 町田市文化財保護条例の一部を改正する条例(案)についてを審議いたし

ます。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第12号は、町田市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

本件は、文化財保護法の一部を改正する法律が第159回国会において成立し、平成16年5月28日、法律第61号をもって公布され、この平成17年4月1日から施行されました。この改正により、文化財保護法の条数の番号が変わりました。これに伴い、町田市文化財保護条例の中で引用している文化財保護法の条数の番号を改正するものでございます。

したがいまして、新旧対照表がございますが、条数の改正ということで、事務的な改正というか、内容でございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第12号 町田市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第13号 町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第13号は、町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）に関し同意を求めるものでございます。

本件は、4月1日付の人事異動に伴い、町田市学校開放制度検討委員の異動が生じたので、設置要綱第3の規定に基づき、委員として委嘱及び任命（解嘱及び解任）をするものでございます。

別紙2枚目に、上の方が新しく委嘱あるいは任命する方、下の方が異動によりまして解嘱及び解任をされる方でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第13号 町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

これより5分間休憩をいたします。

午前11時38分休憩

午前11時43分再開

委員長 再開いたします。

議案第14号 町田市体育施設条例の全部を改正する条例(案)についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第14号は、町田市体育施設条例の全部を改正する条例(案)についてでございます。

本件の提案理由ですが、1つとしては、2006年4月1日から本条例の全体育施設に指定管理者制度を導入するため改正をするものです。主な改正は、指定管理者が行う業務の拡大、指定管理者の候補者選定基準の明確化、指定管理者の指定の取り消しなどです。

2つ目が、2006年4月1日から利用料金制を導入するに当たり、体育施設の利用料金の最高限度額を条例で定め、その範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとした。さらに、利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとした。

3点目が、附属設備に陸上競技場の写真判定機を加えたというのが主な3点でございます。

あと、詳細につきましては、生涯学習部長の方から。

生涯学習部長 議案第14号 町田市体育施設条例の全部を改正する条例(案)について、補足して説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、条例の全部改正という形をとらせていただいております。この改正につきましては、従来定めておりました町田市体育施設条例を地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入に対応し、さらには指定管理者の行う事業の中で生じた利用料金については指定管理者の収入とするというのが主な改正点です。

今回の条例の全部改正につきましては、従来の条例ではサン町田旭体育館の一部につい

て、国が所有していた部分を市が買収した際に、昨年3月、指定管理者制度の条文追加をしておりますけれども、条例内容としては、管理委託と同等の簡易な指定管理の条文内容でありました。体育施設、来年4月には市内20カ所になりますけれども、すべてを指定管理者にゆだねてしまうという方針であります。このための条文整備をしていきますと条文構成が煩雑になりますことから、全面改正を行うものでございます。

条例の内容でございますが、今までの条例では、町田市体育施設につきましては、サン町田旭体育館について、昨年4月から、町田市施設管理公社を指定管理者として指定し、運営を図っておりますけれども、他の施設については、管理委託という方法により、直営での事業運営、管理をしてまいりました。したがって、地方自治法の一部改正に基づきまして、2003年9月2日に施行されました地方自治法では、公の施設の管理については、直営による管理委託か、原則として民間参入を含めて行う指定管理者による管理のいずれかを選択することとなりました。この地方自治法の改正によって、3年間の猶予期間という経過措置がございますけれども、2006年9月1日でその期限が切れてしまうということから、2006年4月1日から指定管理による管理委託を行うものでございます。

町田市については、直営による運営での管理委託については現状でありますことから指定管理者制度を導入し、サービス等を含めた質の向上を図り、業務拡大を図れることを目的とし、指定管理者の選定、指定の指定、指定の取り消しについて条例化をするとともに、使用料金につきましては最高限度を定め、指定管理者が教育委員会の承認を得て料金を定めるものとし、その使用料金については指定管理者が収受するというものを定めた条例内容となっております。

また、今回の改正で新たな附属設備について使用料を設定させていただきました。最後のページ、別表4の3でございますけれども、附属設備、下から2升目、陸上競技場に設定をいたします写真判定機について、近隣市の施設の状況を勘案しながら料金設定をさせていただいたというものでございます。

以上、雑駁ですけれども、説明とさせていただきます。

委員長 以上で教育長並びに生涯学習部長の説明は終わります。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 指定管理者制度に関係しているんですけども、この指定は、必ずしも入札とは書いてありませんし、余り競争の原理を入れているとも思えませんけれども、そういうようなことが余りに働くと大事故につながる弊害も最近ありましたし、それから、

年ごとに違う指定者が入ったりして継続性が失われるようなときもあるかと思うので、今現在、指定管理者、あるいは指定管理者に準ずるようなことをしている体育施設というのは、具体的にどんなところがありますでしょうか。

生涯学習部長 現在、サン町田旭体育館が条例によりまして指定管理者制度を導入しております。その指定管理者として導入がされておるのが、町田市施設管理公社がその対象となって、指定としてされております。

今後の部分につきまして、私どもの方では検討委員会等を開催しておりますけれども、その指定管理者をどのように導入するかというところの部分につきましては、現在検討中であるという段階でございます。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第14号 町田市体育施設条例の全部を改正する条例（案）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

あらかじめお話ししておきます。間もなく12時になりますが、会議時間を延長し、すべてを議了いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第15号と議案第18号を一括審議いたします。

議案第15号 町田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）について、議案第18号 町田市立学校温水プール使用規則の一部を改正する規則についてをそれぞれ審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第15号は、町田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）について、議案第18号は、町田市立学校温水プール使用規則の一部を改正する規則についてでございます。

まず議案第15号の方ですが、中学校の温水プールの障がい者の使用料は、これまで本条例の条文より減額してきましたが、町田市体育施設条例に倣い、別表に定めることにいたしました。

それから、議案第18号、規則の方です。これも温水プールの関係ですが、やはり第15号と同様に、施設条例に倣い、別表で定めることに伴いまして、規則の第4条の減額規定を削除したというものでございます。障がい者の方の使用料については、高齢者と同額とい

うことでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第15号 町田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(案)について、及び議案第18号 町田市立学校温水プール使用規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第16号 町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第16号は、町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めるものでございます。

この4月30日の任期満了に伴い、町田市青少年施設ひなた村条例第6条の規定に基づき、第7期委員として委嘱をするものです。

任期は2年間ということで、2007年4月30日まででございます。

2枚目に、運営協議会委員ということで、それぞれの選出区分に従いましてお願いをすることにいたしました。選出区分、氏名、それから一番右に何期目ということで記入をしていただきました。新任の方は3人ということでございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第16号 町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第17号 町田市自然休暇村条例の全部を改正する条例(案)についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第17号は、町田市自然休暇村条例の全部を改正する条例（案）についてでございます。

本件についても、先ほどの第14号の体育施設条例と同様でございますが、改正理由としては、自然休暇村に指定管理者制度を来年4月1日から導入をするための改正でございます。それから、あわせてやはり利用料金制を導入するというようなことでの改正でございます。

なお、補足としまして、生涯学習部長の方から説明をさせていただきます。

生涯学習部長 議案第17号 町田市自然休暇村条例の全部を改正する条例（案）について、教育長に補足をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、全部改正という形をとらせていただいています。この改正につきましては、従来の自然休暇村条例を地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入に対応し、さらには指定管理者の行う事業の中で生じた利用料金については指定管理者の収入とするものが主な改正点でございます。

先ほどの体育施設条例の内容とほぼ内容的には同じでございますが、特に違いますのは、旧条例では、規則で使用の制限だとか、そういうものを扱っていたものを、今回、かなり昔に改正されたんですけれども、地方自治法第14条だと思うんですけれども、それに基づいて規則の中の一部を条文化していくということでございます。

以上、雑駁ですけれども、説明とさせていただきます。

委員長 以上で教育長並びに生涯学習部長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第17号 町田市自然休暇村条例の全部を改正する条例（案）については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

日程第2、月間活動報告に入ります。

教育長から説明をお願いします。

教育長 4月8日の定例教育委員会以降の主な活動状況ですが、年度初めということで、各種スポーツ大会の開会式ですとか、各機関の総会ですとか、そういうものが主な内容でございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

各委員の感想なり、意見などは何かありますか。

岡田委員 国際版画美術館の内覧会は、いつも版画美術館の 博物館もそうなんですけれども、町田市というのはそうした文化活動がとても充実しているなど感心して帰ってきました。1つは、もしできることなら、私個人的には、会期をもう少し長くしていただけると、あっ、見そびれたということが減るのでうれしいかなと思っております。

それから、市町村教育委員会連合会理事会の方、これは10月に管外視察、それから2月に総会に当たる研修会が予定されておりますので、どうぞそちらの方へご参加くださいということです。

井関委員 余り手短でないので申しわけないんですけれども、ひなた村の縄文体験学習というのは、「君も縄文人になろう」というのが先月の定例委員会でご案内があったんですけれども、これを4月18日の午後に見学させてもらいました。藤の台小学校と町田第三小学校の6年生が社会科の授業として体験学習をしたんですけれども、片方の学校は、定時の開始前にオプションとして弓矢を選択していました。この世話は、市民大学のOBである史考会のメンバー5人によってされていまして、ちょっと驚いたのは、80人ぐらいの児童の中で弓矢をしたことがある人、児童というのは6年生ですけれども、手を挙げたら、わずかに2人ぐらいでして、私の子ども時代とは大違いで、年齢の違った子ども同士の遊びが少ないんだなと思いました。

南成瀬小の例なんですけれども、大人も加わって、年齢の違った子どもたちが遊んで、その中で遊びを覚えていけるような学校開放を見たことがあるんですけれども、これは南成瀬小の保護者の会や青少年健全育成地区委員会の方々が月に2回ぐらいボランティアとして世話をされているんです。ひなた村でもいろいろボランティア、イベントを用意しておられますが、昔と違って、こういうような機会をわざわざ設けないと、身近だった遊びができないのかなということで、社会環境の変化の大きいことに驚いております。

話はちょっと寄り道したんですけれども、ひなた村の体験学習では、全員がドーランで縄文人に化粧して、スライドでの解説とか、火おこし、土偶づくりをかわりばんこに25分間ずつ行っておりました。2つの学校とも遠足を兼ねているのか、給食を弁当にかえて、三々五々グループをつくって昼食をとって、これを楽しみにしているようでした。

あと、ちょっと省略しますが、この体験学習は、社会科で古代の歴史を習う時期に合わせてやるようでしたが、子どもたちの学習にもなるんですけれども、指導員の方々も、この体験学習を担当することで指導力の向上とか子どもたちの理解をしているという

ふうに見受けまして、またさらに、ひなた村で行われる種々のイベントのPRにもなっているのではないかなと思いました。

あともう1件は、先日、教育センターから送られてきました2004年度学校ボランティアの活用に関するアンケート結果の報告書というのを拝見しました。内容は、教育課程の実践、推進という面からの検討結果で、学校安全とか警備の面は含まれていませんでしたが、90%の学校がボランティアの活用に意義を認めていて、子ども、教員、そしてボランティアにも効用を認めていました。ボランティアというのは、総合的な学習の時間が多かったんですが、その個別の例では、地域、福祉、国際理解、パソコン、進路選択などのキーワードで示されるものが多く見られました。ごく一例ですけれども 一例というか、本当に一例しかなかったんですが、不審者対応避難訓練でボランティアの協力を得ているというようなこともありました。

このような効果の大きいボランティアの活用に対して、ボランティアへの謝礼不足、ボランティアを希望しようとする人は多いんですけれども、学校が必要とする内容と一致しないという、こういう問題を指摘していました。これらの問題を解決するために、ニーズとボランティア像を明確にしておくこと、それから、PTAや学校運営協議会の機会を生かし、情報を集め、学校として人材情報を集積しておくこと、また、個々の教員に任せないで学校ぐるみの体制をつくること、教員の意識改革と指導力の向上というのを挙げていました。

これを読ませていただきまして、以前にも報告したことがありますが、校長先生の会と話をしたときに、このような学校ボランティアがうまくいくには、学校側のニーズとボランティアの人材を取り持つコーディネーターが必要ということでありまして、謝礼のことは別にしても、コーディネーターとして公的な認知をしてもらいたいということでした。現在は、校長先生が、この人なら任せられるという地域の人を探すように努力されている学校があるとは思いますが、このようなコーディネーターの制度が早くできるといいと思いました。

名取委員 4月27日の指導主事訪問ですけれども、とても静かな環境の中で、子どもたちが落ちついて授業を受けていました。学校の環境もすごく静かで、下駄箱の中に靴がきちんと入っていましたし、掃除もとても行き届いていた学校だと思いました。5時間目の研究授業なんですけど、地理の時間ということで、1年生の学習だったんですけれども、ベテランの先生が研究授業をなさっていて、いつも比較的新任の先生が研究授業をす

るんですが、ベテランの先生が研究授業ということで、とても興味深く授業を見させていただきました。

ただ、ほかの先生たちも授業が入っていたということで、この研究授業を見に来られた先生が二、三名だったのがとても残念に思いました。できればたくさんの先生と一緒にあって見ていただいて、後で討論をしていただけたらよかったのではないかなという感想を持ちました。

それから、5月3日なんですけれども、堺中学校日本文化部が顧問の先生と一緒に国立劇場で日本舞踊を踊られました。この日本文化部というのは、かねてからいろんなところで活動の発表をされておりますけれども、国立劇場で子どもたちが発表できたということは、子どもたちにとってとても大きな経験になったのではないかなと思います。周りの地域の方々にも日本舞踊のすばらしさを知っていただけるよい機会ではなかったのかなと思います。ただ、学校の部活動の中でこういうふうに大きく子どもたちが体験をするということはとても貴重なことなので、できれば堺中の日本文化部というものがずっと続けていけたらなということをおもいました。顧問の先生が異動すると、なかなか部活がなくなってしまうということもありますけれども、後継者をつくっていただいて、なるべくなら続けていってほしいなと思いました。

委員長 国際版画美術館その他で各委員からの要望事項がございましたので、それなりにまた検討しておいていただければ。難しい部分もあるかもしれませんが、お願いします。

ほかにございますか。 では、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第3、報告事項に入ります。

教育総務課から順次お願いいたします。

学校教育部参事 報告事項の1点目は、町田市個人情報保護条例や同規則の改正に伴う改正でございまして、内容的には文言の整理等を中心に改正するものでございます。

それから、2点目の町田市教育委員会特定事業主行動計画につきましては、社会の中で急速な少子化の進行によりまして、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資する、そういうことを目的に、次世代育成支援対策法が制定されました。301人以上の職員を擁する事業主は行動計画の策定が義務づけられております。そこで、町田市では、市長部局と共同で2005年度から5年間の行動計画を作成するものでございます。

具体的には、教育委員会では、学校職員も含めまして、50歳未満の2分の1の職員を対象にアンケート調査等をした上で計画の策定を行いました。内容の主なものを申し上げますと、妊娠中及び出産後における配慮、あるいは子どもの成長時における父親の休暇の取得の促進、育児休業等を取得しやすい環境の整備等、そういったものをこの行動計画の中に盛り込んでございます。

指導課長 続きまして、指導課から3番についてご報告申し上げます。

町田市立中学校職場体験事業交付金交付要綱を定めましたので、ご報告いたします。

本要綱は、職場体験事業を交付対象事業とし、職場体験に要する経費の交付について、申請、請求、実績報告等、必要な事項を定めたものでございます。資料をごらんいただきたいと存じます。

社会教育課長 「発掘された町田の遺跡」が発行されましたので、報告いたします。

1977年に博物館でまとめられました「発掘された町田の原始遺跡」の改訂版として、今回発行したものです。その増版から20年近くたちまして、発掘調査による成果が上げられておりますので、今回は全面改訂となっております。時代も旧石器時代から近現代まで網羅しまして、7つの時代に分けて、その概要を示しています。市民の市内遺跡に関する学習の資料として活用されるよう、図版も多く、比較的わかりやすい記述になっております。発行部数は3000部で、700円で頒布します。

図書館長 蔵書点検及び館内整理に伴う図書館の休館についてご報告申し上げます。

目的ですが、図書館の所蔵する資料の排架整理、状態確認、不明資料の調査、確認、その他館内施設、備品の確認、整理等のため、図書館を休館して作業を行います。主な作業は、休館期間中に館内に存在する全資料の個別点検でございます。

休館期間でございますが、さるびあ図書館、鶴川図書館、金森図書館、木曾山崎図書館、堺図書館、地域図書館ですけれども、それから、そよかぜ号、移動図書館については6月2日木曜日から6月9日までの8日間休館いたします。中央図書館については、6月13日月曜日から6月22日水曜日までの10日間休館いたします。

利用者への周知でございますけれども、町田市立図書館カレンダー、町田市、相模原市のそれぞれの広報、町田市立図書館のホームページ、資料貸出票(レシート)の欄外への情報出力、館内掲示等によって利用者への周知を図りたいと思っております。

博物館副館長 「町田・民俗の世界から」展の結果報告をいたします。

会期が2005年2月15日から2005年4月17日までの54日間、この間に総計3687人の入館者がありました。ちなみに、1日平均が68.3人ということになります。

なお、会期中に3回の展示資料の解説を行いました。

博物館主幹 博物館空調設備改修工事に伴う年間スケジュールについてご報告いたします。

博物館では、年間を通して一番お客様の少ない1月19日から3月17日の期間、空調設備の改修工事を行います。これは、収蔵庫、3室ございますけれども、これのドアなどを密閉化しまして、またあわせて、個別の空気調節設備を収蔵庫に置きまして、人体に有害な物質を含んでおります燻蒸ガスの収蔵庫外への浸潤と収蔵庫への害虫の侵入等を防止しまして、資料の適切な保存と市民、職員の健康保持に努めるものです。

この工事に先立ちまして、2番目にお客様が少ない梅雨時の6月9日から7月6日の間、館内の整理等を行います。これは、やむを得ず資料がふえまして置いてあります未整理室あるいはガレージ、そういった付近の資料を整理しまして、空調工事の資材置き場と搬入口を確保することなどを目的とするものです。

なお、改修工事の期間以外のこの表につきましては、この表の各欄、5本の企画展を予定しております。ぜひごらんください。

公民館長 公民館事業であります2005年度ことぶき大学の申し込み状況についてご報告いたします。

申し込みを4月22日に締め切りましたところ、各コースとも以上のとおりです。昨年度は1481名の応募がありまして、今年度は1593人と112人ほど増加をしております。

国際版画美術館副館長 1点目は、「現代版画の潮流」の結果報告についてでございます。

入館者数は、2月26日から3月27日の26日間で1668人です。1日平均64人ということでございます。

2番目は、2004年度展覧会別観覧者数状況及び月別入館者数の結果報告についてでございます。

2004年度の展覧会の観覧者数につきましては5万2610人ということで、昨年より12%の増加となっております。月別の入場者数につきましては、施設の利用及び常設展、企画展の入場者数、利用者につきましては、全体で14万6275人、昨年より28.3%の増加となっております。

おります。

委員長 以上で報告事項は終了しました。

質問、その他ございましたらどうぞ。

井関委員 町田市の中学校の職場体験の事業交付金について、ちょっと質問させていただきたいんですが、もう予算は市議会でも通っていると思うんですけども、職場体験事業に要する経費、交付対象経費の具体的な内容はどんなものに出せるようになっていくのかについてはわかりましたら。

指導課長 生徒の交通費ですとか諸雑費、それから学校が受け入れを開拓するに当たって必要な経費等もろもろでございます。予算規模としては約4000万円ということになるかと思えます。

委員長 公民館長、今見せていただいたんですけども、パソコンが大分倍率が高いですね。少しでも要求にこたえるために、講座をふやすとかなんとかということは難しいんですか。

公民館長 同じ時期に、これはことぶき大学なんですけど、一般成人学校としまして、午前と夜間と講座を開校する予定でおりますので、漏れた方はそちらの方にお入りいただくこともというふうな計画を立てております。

委員長 ほかにございませんか。 以上で報告事項を終了いたします。

議案第7号は、非公開で審議いたしますので、関係者はお残りください。

休憩いたします。

午後零時13分休憩

午後零時14分再開

委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で第2回定例教育委員会を閉会いたします。

午後零時17分閉会